

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

駒ヶ根市

2 構造改革特別区域の名称

駒ヶ根市子ども行政の一元化特区

3 構造改革特別区域の範囲

駒ヶ根市の全域

4 構造改革特別区域の特性

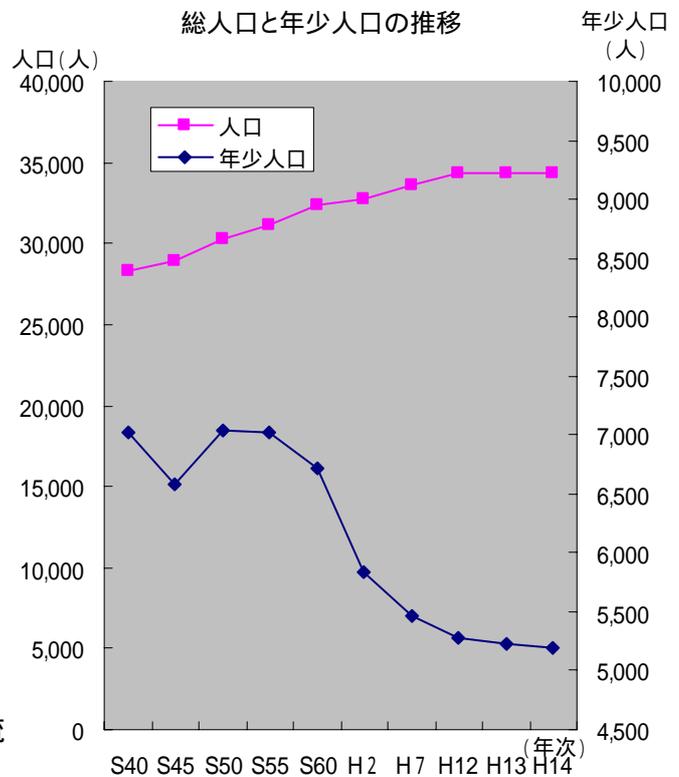
駒ヶ根市は、長野県の南部、伊那谷のほぼ中央に位置し、東西約25km、南北約8.1kmに広がっており、ほぼ中央を北から流れる天竜川を軸にして、東西にそれぞれ平坦地、段丘地、丘陵地、山岳地へと続いており、西に駒ヶ岳を主峰とする中央アルプスの連山を仰ぎ、東に南アルプスの雄大な山並みを眺めることができる景勝地です。

本市の人口は、昭和55年が31,179人、平成2年が32,771人、平成12年が34,338人と少しずつではありますが増加傾向にあります。

一方、年少人口(0～14歳)では、昭和55年が7,025人、平成2年は5,830人、平成12年が5,283人と減少傾向にあり、以前に比べると曲線はかなり緩やかな状況となっていますが、このことから少子化が進んでいることが伺えます。

地区別に見ると、天竜川の西側の国道153号線の沿線や中心市街地を中心とする竜西地区においては、公共下水道及び区画整理等のインフラ整備が順次行われてきていることなどから、人口は増加の傾向にあります。しかし、天竜川の東側の竜東地区及び市周辺部(竜東地区を除く。)においては、若者の都市部への流出などにより、都市部に比べて少子高齢化が急速に進んでいます。

少子化が社会に与える影響としては、労働力人口の減少で経済成長力が低下したり、人口バランスが崩れて年金などの社会保障制度の維持が困難になることが挙げられると



ともに、少子化が進むことにより子ども同士のふれあう機会が減少し、子どもの豊かな人間性や社会性が育ちにくいといった影響が懸念されており、少子化対策への取り組みが重要な課題となっています。

平成15年4月1日現在、市内には公立認可保育所8園、公立幼稚園2園、私立認可保育所2園、私立幼稚園1園で1,106人の児童を保育していますが、昭和55年のピーク時と比較すると17.4%減少しています。人口に占める園児数は全国傾向と同様に減少傾向にある反面、保育需要の多様化と働く女性の立場から乳児・未満児保育、長時間保育及び障害児保育等の需要が増える傾向にあります。

また、核家族化の進行により家庭での養育・教育機能が希薄化の傾向を強め、本来「家庭教育」でなされなければならない分野まで保育所などに期待する風潮が高まっており、女性の社会進出による就労形態の変化に伴い子育てと仕事の両立支援が求められています。

一方、子どもを取り巻く環境は、先に述べたように少子化、核家族の増加、家庭機能の低下などといった課題のほかに、児童虐待、不登校及び引きこもりなどの深刻な問題が増加している。このような状況の中で、孤立しがちな親の支援並びに家庭及び地域の教育の充実についても重要な課題となっています。

これに対して、児童福祉、学校教育及び青少年育成を進める本市の「子ども」に関わるの施策は、妊娠から出産と乳幼児期は「母子保健」、保育所は「児童福祉」、小中学生と幼稚園は「学校教育」、青少年育成は「生涯学習」というように窓口が分散し、有効な政策立案に際しても複数の部署の協議が必要となり決定までに相当の期間を要し、また、住民からは子育てが分からない、叱り方が分からない、しつけの仕方が分からない、どこへ相談していいのかわからないから何とかしてほしいという要望が寄せられている。

このような状況から、子育て支援施策と教育行政が一体となって、家庭や地域の子育て機能の充実を図るため、「妊娠から青少年期」までの一貫した施策の実現に向けた組織体制の整備の必要性から「子ども」に関わる組織体制を見直し平成16年4月から教育委員会に「子ども課」を設置する方向で進めています。

「子ども課」は、母子保健、児童福祉、学校教育、社会教育における青少年育成等それぞれの部署で行われている施策を一貫した視点でみていこうとするもので、子どもとその親の人間形成、人間づくり、地域社会のひとづくりなど広い意味での教育という機能面から領域を横断的に見るものであります。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市においては、少子化に伴い幼児の遊び相手及び同年齢等の集団と関わる機会の減少並びに核家族化による地域や家庭の教育力が低下しているため、子どもが家庭や地域で豊かな人間性と社会性を培うことが極めて難しくなっていることから、平成14年度から少子化対策、子育て支援策、家庭教育の充実など「子ども」に関わる施策の一元化に向けた組織の見直しに取り組んできました。

本市で設置を検討している「子ども課」は、「妊娠から青少年期」までの一貫した施策の実現に向けた組織体制として教育委員会に設置し、児童福祉法第32条第2項の規定にかかわらず、保育の実施に係る事務の教育委員会への委任を容認する特例措置の適用

を受けることにより、例えば、現在市内にある公立認可保育所（８園）及び私立認可保育所（２園）並びに公立幼稚園（２園）の入園申し込み状況等を「子ども課」で一元的に把握することで、ホームページなどを通じて適切な情報提供などを行い、保護者の利便性の向上を図るとともに、行政の事務効率の向上に寄与するものであります。

さらに、現段階では「子育て支援台帳」を考えていますが、いわゆる「カルテ」のようなものを作成し、子どもとその親に関する情報などを組織として共有することで、今まで弊害となっていた年齢区分や施設による縦割りの対応を無くし、適時適切な対応を図ることを目指すものであります。

6 構造改革特別区域計画の目標

(１) 教育委員会への「子ども課」設置と構造改革特別区域法の特例措置の適用を受けることにより、児童福祉法第２４条に規定する「保育の実施に係る事務」を教育委員会に委任することで、幼稚園及び保育所の入園申し込みなどの事務の一元化が図られ保護者の利便性が向上するとともに、保護者への保育に係る情報提供などがより迅速かつ公平に行うことを目指します。

(２) 「子ども」に関する施策の司令塔として「子ども課」を設置することにより、乳幼児期から青少年期に至るまで一貫した施策の展開を図るとともに、次に掲げるような組織内の専門職との連携及び他の関係部署とのコーディネート機能の強化及び充実を図ります。

ア 豊かな心と健やかな身体を備えた人間の育成には、乳幼児から青少年期にかけて、保健師、保育士、栄養士、教師等の専門職の関わりが必要であり、より連携が強化された組織体制の中で子どもの発達段階に応じた、適正な助言指導を行います。

イ 庁内はもとより児童相談所及び保健所並びに児童委員等の子どもに関わる関係機関等とのコーディネート機能の強化、充実を図ります。

(３) 「子ども課」では、今後、本区域において一層の少子化が進むことにより、幼稚園や保育所における保育の実施に支障を来すことが懸念されることから、「幼稚園と保育所」や「保育所同士」の園児による交流活動の研究並びに保護者の多様なニーズに応えるため、幼稚園及び保育所の両方の機能を有した合築施設の建設を含め、幼稚園及び保育所の統廃合などの中長期的な課題に取り組みます。

(４) 将来的には、「子ども」に関わる施策等の更なる一元化への足掛かりとして、保護者が広く利用しやすい子育て支援制度の充実及び環境づくりを目指します。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本区域において、構造改革特別区域法の特例措置の適用を受けて「子ども課」を教育委員会に設置することにより、入園等の申し込み状況を一元的に把握し、ホームページなどを通じて適切な情報提供などを行うことで、保護者の利便性の向上がより一層図ら

れるとともに、入園願書等の受付時に保育士又は教諭の他に保健師が加わり、関わりを持つことで、本市が構造改革特別区域計画で目標としている「コーディネート機能の強化、充実」について関係機関等との連携がより一層迅速に図られることにより、保護者の子育てへの不安や負担の軽減が期待できます。

また、地域及び年度における子どもの人数の変動による保育所及び幼稚園の職員配置を含めた全幼稚園及び保育所の職員体制を総合的に管理することも一方で可能となり、その職員配置において子育て支援センターに保育士を配置し、充実することで、関連事業である預かり保育などを実施し、日頃の育児疲れ等から保護者がリフレッシュできる環境づくりを図るとともに、保護者に時間的なゆとりが生まれ、女性の就労機会や社会参加などが促進され地域の活性化につながることを期待できます。

当市の預かり保育の現状は、保育所に併設された子育て支援センターの1ヶ所で、前日までに預かり保育の申込みがあった者について実施していますが、平成15年3月末現在、幼稚園及び保育所の園児を除く未就学児数が概ね970人程度で、その内預かり保育で預かった子どもは、1ヶ月平均延べ100人で全体の10.3%程度が利用しており、子どもの実人数では、1ヶ月平均38人で全体の3.9%程度の利用状況となっています。今後は、人員配置を考える中で職員を増員することで、特に課題であった緊急による当日預かり保育の対応も可能とします。職員1人増員することにより概ね1ヶ月平均延べ40人～60人程度は預かることが可能となり、利用状況によってはさらに職員を増員するなど積極的な対応を図ります。また、これらの子育て支援策の利用が拡大することで、パート職員の雇用拡大にも効果が期待できます。

一方、保護者の子育てに対する多様なニーズに応えるため、子ども課が司令塔として「子ども」に関わる施策の一元化を図ることで、今までは「母子保健」、「児童福祉」、「学校教育」、「生涯学習」というように窓口が所管課ごとに分散していた相談業務についても、より連携が強化された組織体制の中で子どもの発達段階に応じて保健師、保育士、栄養士、教諭等の専門職が関わり適正な助言、指導を行うことで保護者の子育てへの不安や負担の軽減が期待できるとともに、子育てに関する情報提供などについても、「子ども課」に一元化されることにより保護者の利便性の向上が図られます。

さらに、保護者の多様なニーズを適時に子ども課で一元的に把握することにより、学校、幼稚園、保育所、子育て支援センター等の「子ども」に関わる既存施設の有効活用を含め、施策の展開に素早い対応が期待できます。

本区域における「保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業」については、更なる「幼保の一元化」を目指すための足掛かりとして、今後、保護者の子育てに対する多様なニーズに応えることにより、本区域における少子化傾向に少しでも歯止めがかかることを大いに期待するものです。

8 特定事業の名称

○保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業

9 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

当区域において、教育委員会への「子ども課」設置と構造改革特別区域法の特例措置の適用を受けることにより、全幼稚園及び保育所の入園申し込み状況を「子ども課」で一元的に把握することで、受付状況などの情報提供を行い、保護者の利便性の向上を図るとともに、「子ども」に関わる施策及び相談窓口の一元化を図ります。

また、家庭教育を推進するため行政、児童相談所、育成委員会、民生児童委員会、幼保小中連絡会などの連携を深めるとともに、学校、幼稚園、保育所との日常的な連携を強め、子どもや家庭の状況について情報を一元化した取り組みを強化するため、家庭子育て支援ネットワークの構築を図ります。

さらに、既に子育て支援センターを設置して実施していますが、幼稚園や保育所の園児を除く未就学児及び保護者を対象とした育児相談、育児講座など今後も引き続き実施し、次のような子育て支援事業の一層の充実、拡大を図ります。

(1) 子育てファミリーサポート事業

ア ファミリーサポート事業

- ・保護者の就労、職業訓練及び就学等の理由により、家庭保育が困難となる児童に対する保育
- ・保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護及び冠婚葬祭等の理由により、一時的に家庭保育が困難となる児童に対する保育

イ きつづけあサポート事業

病気の回復期で安静の確保が必要なため、集団保育又は登校が困難で、かつ、保護者が勤務等の理由により、家庭保育が困難となる児童に対する保育

ウ ハッピーママサポート事業

出産又は出産後1月以内における母子又はその子の兄姉の世話が必要となる世帯へのホームヘルパー等の派遣

(2) 子育てサークル育成事業補助金

就学前児童の保護者等で構成される団体(5人以上)に対する助成

(3) ほりでーサポート事業補助金

休日等に勤務する保護者の子育てと就労の両立を支援するため、登録事業者が保育に欠ける児童を保育した場合の助成

これらによって、構造改革特別区域法の特例措置の適用を受けて「子ども課」を教育委員会に設置することにより、入園事務等を教育委員会へ一元化することで保護者の利便性の向上及び行政の事務効率の向上を図るとともに、本市が考えている理想の「子ども課」への第一歩の足掛かりとして、「子ども」に関わる一貫した施策展開を目指します。

【別紙】

1 特定事業の名称

番 号 9 1 6

名 称 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

駒ヶ根市

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日以降

4 特定事業の内容

○事業に関与する主体

駒ヶ根市及び駒ヶ根市教育委員会

○事業が行われる区域

駒ヶ根市の全域

○事業の実施期間

構造改革特別区域計画の認定日以降

○実現される行為の詳細

児童福祉法第24条に規定する 保育所の入所の決定、 保育所の定員を超えた場合における入所選考、 保育所入所申し込みの勧奨、 保育所の状況等の情報提供等を教育委員会に委任する。これにより保育の実施に関する事務を権限とともに教育委員会で執行することとなり、幼稚園及び保育所の保護者の利便性の向上並びに保護者への行政サービスのより一層の公平性が図られる。

5 当該規制の特例措置の内容

当市の人口は、昭和55年が31,179人、平成2年が32,771人、平成12年が34,338人と微増ながら増加傾向にありますが、そのうち年少人口(0~14歳)は、昭和55年が7,025人、平成2年が5,830人、平成12年が5,283人と減少傾向であり、老年人口(65歳以上)は、昭和55年が3,791人、平成2年が5,227人、平成12年が7,237人と急激な増加傾向を示しており、このことから本区域が少子高齢化が進んでいることが伺えます。

平成15年4月1日現在、本区域における就学前人口は1,716人で、そのうち本区域全幼稚園及び保育所(私立を含む。)で、1,106人の児童を保育していますが、昭和55年のピーク時と比較すると17.4%減少しています。人口に占める園児数は、全国傾向と同様に減少にある反面、乳児・未満児保育、長時間保育及び障害児保育等の需要が増加するとともに、保護者の保育に対する要望は、多様化する傾向にあります。子どもを取り巻く環境は、少子化、核家族化の進行に伴い、子どもが家庭や地域で豊かな人間性や社会性を培う

ことが極めて難しくなっています。

このことから、本市においては、平成14年度から少子化対策、子育て支援策、家庭教育の充実など「子ども」に関わる施策の一元化に向けた組織の見直しに取り組んできましたが、現状では、保育の実施に係る事務の権限を福祉事務所長が有し、具体的な事務（保育所の入退所、保育料の徴収、還付、入所選考、入所申し込みの勧奨など）については、福祉事務所保育所担当課の職員が行っており、一方幼稚園に関する権限を教育委員会が有していることから、入園から施設整備に至るまでの事務の決定権が二元化されています。

このような状況から、「妊娠から青少年期まで」の一貫した施策実現に向けた組織体制として教育委員会に「子ども課」を設置することとし、そのためには、まず事務処理体制が一元化されることが必要不可欠であると考えられます。

平成16年度において次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定の実施、幼保一元化の更なる推進及び本市における「子ども」に関わる施策の一元化を図るためにも、管制塔機能を有した「子ども課」が必要であり、そのためにも、保育の実施に係る事務の効率的な実施が不可欠であるため、本区域において、保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業特区として設定し、現在福祉事務所長に属している保育の実施に関する権限を教育委員会に委任することができることとするものです。

また、関係機関との連携については、「子ども課」を軸として庁内の組織連携を図ることはもとより、児童相談所など関係機関と「家庭子育て支援ネットワーク」の構築を図って、連絡会、定例会、情報交換等を行うなどより一層の連携に努めます。

本区域において、特例措置を適用することにより、入園事務等を教育委員会へ一元化することで保護者の利便性の向上及び行政の事務効率の向上を図るとともに、本市が考えている理想の「子ども課」への第一歩の足掛かりとして、今後の「子ども」に係る施策の充実に役立てたいと考えています。